

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第12号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料に関する申告) 第12条 <省略> <u>(保健福祉事業)</u>	(保険料に関する申告) 第12条 <省略>
<u>第12条の2 市は、法第115条の49の規定により、被保険者が要介護状態等となることを予防する事業及び要介護被保険者を現に介護する者を支援するために必要な事業を行う。</u>	
<u>2 前項に定めるもののほか、保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。